

2019 年 11 月 6 日

(一財) テレコムエンジニアリングセンター
技術部

周波数ホッピング方式の測定法の報告書への記載（案）について

今回の技術基準改正で「周波数ホッピング（FH）方式（仮称）」の技術基準が追加され、それに伴い「ホッピング周波数滞留時間」の技術基準が追加されることを想定し、測定方法について検討し、下記の通りご提案いたします。

なおこれ以外に定める技術基準（案）につきましては、現在のところ従来の測定方法の記載で問題ないと考えます。

記

○FH 方式

周波数拡散を停止する機能を具備する無線設備にあつては、平成 30 年度答申のうち「中出力型アクティブ系小電力無線システムの技術的条件」（参考資料 4）を適用する。

ただし、ホッピング周波数滞留時間については、以下のとおりとする。

・ホッピング周波数滞留時間（単位チャンネルの送信時間制限（滞留時間））

スペクトルアナライザの中心周波数を測定するホッピング周波数に設定し掃引周波数幅を 0 Hz（ゼロスパン）に設定する。スペクトルアナライザのビデオトリガ機能等を使用して掃引し、ホッピング周波数における送信時間が規定の送信時間以下であること及び送信停止時間が規定の送信停止時間以上であることを測定する。測定時間精度を高める場合は、スペクトルアナライザの掃引時間を適切な値に設定すること。

ただし、空中線端子が無い場合においては、測定のために一時的に測定用端子を設けて同様に測定すること。

○LDC 方式

平成 30 年度答申のうち「中出力型アクティブ系小電力無線システムの技術的条件」（参考資料 4）を適用する。

以上